

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県、市町村及び指定地方公共機関（以下「県等」という。）は、それぞれの管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生したときは、応急の復旧のための必要な措置を以下のとおり講ずることとする。

1 基本的考え方

(1) 県等が管理する施設及び設備の緊急点検等

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、作業員の安全の確保をした上でそれぞれの管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

なお、県等は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機器への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県から総務省にその状況を連絡する。

(2) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

なお、市町村又は指定地方公共機関における支援要請は、県に対して求めるものとする。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県等が管理するライフライン施設の応急の復旧

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、それぞれが管理する上下水道、工業用水などライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、できる限り所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害等が発生した場合には、県の区域内での広域的な避難住民や緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県等が管理する輸送施設の応急の復旧

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(3) 鉄道施設等の応急の復旧

鉄道事業者である指定地方公共機関は、その管理する鉄道施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

県等が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害からの復旧の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 当面の復旧についての留意事項

本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、県等は、被災した施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると認めるときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧方針を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、県民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、県、市町村及び指定地方公共機関は、相互に連携を図りながらこれらの施設の応急復旧が迅速に行われるよう努めるものとする。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

県及び市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁等に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置及び緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置等の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補

てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

(3) 県が市町村の国民保護措置を代行した場合の費用の支弁

武力攻撃災害により事務の実施が困難となった市町村において、国民保護措置等が実施された場合の費用については県が支弁する。

(4) 市町村が救援の事務を行った場合の費用の支弁

法第76条第1項の規定により救援に関する事務を市町村が行った際の費用は、県が支弁する。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市町村に一時的に立て替え支弁させることができるものとする。

5 他の都道府県の応援を受けた場合の費用の支弁

県は、国民保護措置等の実施において他の都道府県知事等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁するものとする。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした都道府県知事等に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。